

普通預金規程（リーフ取引用）

最新改定日 令和2年2月16日

第 1条（リーフ取引について）

- (1) この取引については、通帳を発行しません。
- (2) この預金についてのお取引の収支は、当組合が作成する普通預金取引明細一覧に記載し、お渡しします。

第 2条（証券類の受入）

- (1) この預金口座には、現金のほか手形・小切手・配当金領収証その他の証券で直ちに取立出来るもの（以下「証券類」という）の受入が出来ます。
- (2) 証券類の内、裏書・受取文言等の必要があるものは、その手続きを済ませてください。

第 3条（振込金の受入）

- (1) この預金口座には、テレ為替による振込金を受入いたします。
- (2) この預金口座への振込金について、発信金融機関から重複発信等の誤発信等による「取消通知」があった場合は、口座名義人に連絡することなく、振込金の入金記帳を取り消します。

第 4条（受入証券類の決済・不渡り）

- (1) 証券類は、不渡返還时限の経過後、その決済を確認した上でなければ、受け入れた証券類の金額にかかる預金の払い戻しは出来ません。その払い戻し予定日については、普通預金取引明細一覧の摘要欄に記載いたします。
- (2) (1)で不渡りになった場合は、直ちに「届け出の住所」宛に連絡すると同時に、その金額を該当口座から引落とし証券類はご返却いたします。

第 5条（預金の払い戻し）

- (1) この預金を払い戻す時は、当組合所定の「払戻請求書」に届け出の印章により記名押印したうえご提出下さい。
- (2) この口座から、各種料金等の自動支払いをされる場合は、別途手続きをして下さい。
- (3) 同日に数件の支払い（引き落とし）をする場合に、その総額が預金残高を超える時は、そのいずれを支払う（引き落とす）かは当組合の任意といたします。

第 6条（利 息）

この預金の利息は、「無利息型普通預金」については利息をつけません。「有利息型普通預金」については、毎日の資金化された最終残高1,000円以上について付利単位を100円として、店頭に表示する毎日の利率によって計算の上、毎年2月・8月の当組合所定の日に、この預金に組入れます。
なお、利率は金融情勢により変更いたします。

第 7条 (届出事項の変更等)

- (1) ご使用の印章を紛失された時、または印章、名称、住所等お届けの事項に変更が生じた時は、直ちに書面にて当組合へお届け下さい。お届け以前に生じた損害については当組合は責任を負いません。
- (2) 印章を紛失された場合の払出・解約は、所定の手続きの後行います。この場合、所定の期間をおき、また保証人をお願いする場合があります。

第 8条 (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当組合に届け出てください。また、預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当組合に届け出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に当組合に届け出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に当組合に届け出てください。
- (5) 前4項の届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

第 9条 (印鑑照合等)

払戻請求書その他提出書類に使用された印影を、当方が相当の注意をもって、届出の印鑑と照合し、相違ないと認めて取り扱ったうえは、それらの書類の偽造・変造等により生じた損害については当組合は責を負いません。

第 10条 (譲渡・質入れ等の禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位、その他この取引にかかる一切の権利は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることは出来ません。
- (2) 当組合がやむを得ないものと認めて承諾する場合は、当組合所定の書類により提出頂きます。

第 11条 (反社会的勢力との取引拒絶)

別表1第1項に該当する場合、および別表1第2項各号の一に該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設ならびに利用をお断りするものとします。

第 12条 (取引の制限等)

- (1) 当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規程にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種資料や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合

には、入金、払戻し等の本規程にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。
- (4) 3年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。
- (5) 日本国籍を有せず本邦に居住する預金者は、当組合の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当組合所定の方法により届出るものとします。当該預金者が当組合に届出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとします。

第13条 (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合は、届出印鑑持参の上、当組合に申出下さい。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの預金を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合。
 - ② この預金の預金者が第10条第1項に違反した場合。
 - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。
 - ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
 - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。
 - ② 預金者が、別表1第1項および第2項各号のいずれかに該当したことが判明した場合
 - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して別表1第3項各号に該当する行為をした場合
- (4) この預金が、当組合が別途表示する一定の期間、預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (5) 前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、当組合に申出ください。この場合、当組合は相当

の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

第14条 (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当組合が通知または送付書類を発送した場合には、延着しましたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第15条 (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当組合に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当組合に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、直ちに当組合に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務が預金者自身の債務である場合にはその債務から、また、当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。
- (4) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがある場合には、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第16条 (規程の改定)

- (1) この規程の各条項その他の条件は、法令の改正、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ホームページでの公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

別表1

1. 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）
2. 次の各号の一に該当する者
 - (1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3)自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4)暴力団員等に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5)役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
3. 自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をしたとき。
 - (1)暴力的な要求行為
 - (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4)風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いてこの組合の信用を棄損し、又はこの組合の業務を妨害する行為
 - (5)その他前各号に準ずる行為